

▶ 保険金をお支払いできない主な場合

次のような賠償責任を被保険者が負担する場合の損害については、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 被保険者が所有、使用または、管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
(建物からの廃液により魚介類が死亡した、煙突から出た煙で洗濯物を汚した等)
- ⑨ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑩ 施設や昇降機の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ⑪ 航空機、自動車、船、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

▶ ご契約の際に必ずお読みください。

共同保険契約について

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

個人情報取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について
 - (1) 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
 - (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - (4) 適正な保険金・給付金の支払
 - (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
 - (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

●このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店までお問合せください。

●賠償事故が発生し、被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、事前にご相談ください。

●引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●保険料は事故の発生状況等によって見直しをする場合がございます。

●本保険商品につきましては、株式会社エイブルおよび株式会社エーシーサービスによる共同募集を行っています。

保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されています。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払い(補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。また、弊社営業店までお問合せください。

施設所有者賠償責任保険契約の更新について

契約期間は2年間です。2年後の更新手続きは契約満期前に、更新契約取扱代理店の株式会社エーシーサービスからご連絡しています。

》》》 ご加入・お問合せはこちらまで

新規契約 代理店

株式会社エイブル
03-5414-0147 
受付時間 10:00~18:00(土日祝年末年始を除く)

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社
(本社) 〒141-8679
東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山

更新契約 代理店

株式会社エーシーサービス
03-6440-0727(保険部代表)
受付時間 9:30~17:30(土日祝年末年始を除く)

万一事故にあわれたら遅滞なく取扱代理店または下記へご連絡ください。

万一事故が 発生した場合の 連絡先

事故受付ダイヤル
0120-011-313
(受付時間 24時間年中無休)

アパート・マンション経営する皆さまへ

安定した
賃貸経営のために

施設所有者 賠償責任保険

昇降機包括補償特約、初期対応費用補償特約(エイブル用)、見舞費用補償特約(エイブル用)



アパート・マンション経営する皆さまのニーズに応えた、
賠償事故をトータルに補償する特別プランです。



施設所有者賠償責任保険は、 賃貸物件のオーナー様のための保険です。

経営する賃貸物件で、もし事故が起きてしまったら...



→ こんなときに保険金をお支払いします。

なるほど、
これなら安心だ!!!

賃貸アパートやマンション、事務所など建物の構造上の問題や管理の不備により事故が発生し、入居者や第三者にケガをさせたり、物を壊したり汚してしまったりしたことにより、オーナー様が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
併せて、緊急費用（被害者の応急手当、病院への護送費用など）、事故の解決に必要な争訟費用（裁判の際の弁護士報酬など）等をお支払いします。

お支払いする
主な保険金

① 損害賠償金

② 緊急費用（応急手当、病院への護送費用など）

③ 争訟費用（弁護士報酬など）

▶ 支払限度額と保険料

《ご希望にあわせて選べる4プラン》

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン
施設所有者賠償責任 昇降機賠償責任		対人・対物共通 1事故3,000万円	対人・対物共通 1事故8,000万円	対人・対物共通 1事故1億円	対人・対物共通 1事故2億円
初期対応臨時費用特約		1事故10万円限度／保険期間中30万円まで支払われます			
見舞費用特約		1被害者につき5万円限度／1事故につき50万円まで支払われます *見舞費用補償特約において後遺障害・入院・通院に伴い実際に支払われる保険金の額は見舞費用補償特約の規定に基づきます。			
自己負担額		なし			
保険期間		2年間			
保険料 (保険期間2年)	1棟	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円
	1戸建て	9,000円	10,000円	11,000円	12,000円
	分譲1室	4,200円	4,500円	5,000円	6,000円

Cプランの保険料は2年間で11,000円
1日あたり、わずか約16円の保険料で大きな安心!!

▶ 保険金のお支払い例

対人事故例

来訪者が、外階段を昇っていたところ、突如、階段が躯体と分離・落下、転落負傷する事故が発生した。被害者が建物所有者に対し損害賠償を請求した。
元々十分な構造耐力を有していなかったものが、時間的経過とともに溶接部分の腐食、分離が進行し、通行中に耐力の限界を超えて本件事件が発生したものと認められるとし、その設置に瑕疵があったと判断し損害賠償を認めた。

医療費・入院雑費・休業損失・後遺障害他

賠償額: 3,945万円 (東京地裁)

対物事故例

3階建てのアパートの屋根より瓦が落下し、駐車場の高級車のボンネットおよびウィンドガラスを破損。
オーナーは自然落下で責任は無いと主張し、修理代金をめぐり裁判となる。
事前に建物の管理を徹底していなかったことにより、建物の所有者の責任を認めた。

修理代金250万円・代車料金43万円

賠償額: 293万円 (東京地裁)